

○守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会規則

平成25年2月25日

規則第8号

最近改正 平成26年3月18日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）第4条の規定に基づき、守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 懇話会は、市長の諮問に応じて、守口市附属機関条例第2条の表第1号に掲げる当該担当事務について調査審議し、市長に答申する。

(会長及び副会長)

第3条 懇話会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 懇話会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第5条 懇話会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を懇話会に報告する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、こども政策主管課において処理する。

(平26規則2・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平26.3.18規則2)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。